第８章 公共交通施策・事業及びその実施主体、事業スケジュール

各目標に紐づく公共交通施策、実施主体、実施エリア及び事業実施年度を以下に示します。

8-1 目標ｉに紐づく公共交通施策

目標ｉ　中標津市内線の利便性向上及び市街地内における移動機会の確保

公共交通施策①	中標津市内線の利便性向上に向けた見直し	重点課題１との対応	重点課題２との対応	重点課題３との対応	重点課題４との対応
		●			

施策実施内容

・阿寒バス㈱が運行する中標津市内線は、今後も本町からの必要な支援や北海道の広域生活交通路線維持費補助を受けながら運行継続を行う一方で、令和４年度に実施した乗降調査では利用が著しく少ない地域・バス停の存在、町民意見交換会での所要時間を短くしてほしいという要望など、課題や求められるニーズが浮き彫りになりました。

・また、運行主体である阿寒バス㈱より運転手不足による運行便数の削減の打診を受け、令和４年10月より運行便数の削減を行っています。

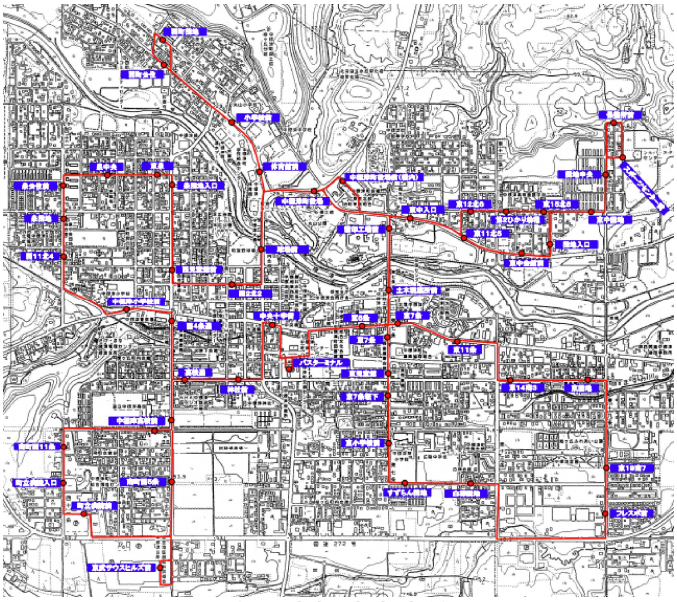

図 8-1　現在の中標津市内線の運行ルート

・このような状況を踏まえ、利用実態や町民要望、運行主体の阿寒バス㈱の状況に対応すべく、運行ルートの見直し及び見直しによる所要時間短縮、といった効率化と利便性の両側面から中標津市内線の見直しを検討します。

・なお、見直しについては、令和７年10月より実証運行を開始し、令和８年４月からの本格運行を目指します。

・見直しにあたっては、「地域公共交通調査等事業（利便増進計画策定事業）」を活用し、中標津町地域公共交通利便増進実施計画（以下、利便増進計画）の策定により、生活交通の利便性向上を図ります。

実施主体　中標津町、バス事業者　など

実施エリア　中標津市内線沿線地域

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	中標津市内線見直し内容の検討	●	●						
2	中標津市内線見直し内容での運行			●	◎	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標 i　中標津市内線の利便性向上及び市街地内における移動機会の確保

公共交通施策②	市街地内における移動機会の確保に関する方策の検討・導入	重点課題 1 との対応	重点課題 2 との対応	重点課題 3 との対応	重点課題 4 との対応
		●			

施策実施内容

・公共交通施策①の中標津市内線の見直しにより、運行ルート外となった地域においては、ハイヤー助成券の交付等の代替移動支援策を検討します。
・なお、ハイヤー助成券の交付等の代替移動支援策の実施に向けては、町内ハイヤー事業者と実現の有無について、継続的に協議・調整を進めます。
・ハイヤー助成券の交付等の代替移動支援策の詳細な実施内容については、令和 5 年度及び令和 6 年度の中標津市内線の見直しと併せて検討を行い、令和 7 年度から予定する中標津市内線の見直し運行に合わせての実施を予定します。
・また、ハイヤー助成券の交付については、令和 2 年に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により実施可能となった、「乗用タクシーの運賃低廉化措置」を適用し、町から必要な経費負担を行うとともに、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）の活用を検討します。
・「乗用タクシーの運賃低廉化措置」の適用の検討にあたっては、全国の先行事例などを参考に、本町で実施するにあたってのスキームを作成します。

実施主体　中標津町、ハイヤー事業者　など

実施エリア　中標津市内線沿線地域

実施年度

事業 No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R11 年度	R11 年度	R12 年度
1	代替移動支援策の内容検討	●	●						
2	代替移動支援策のスキーム作成	●	●						
3	代替移送支援策の実施			●	◎	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

8-2 目標ⅱに紐づく公共交通施策

目標ⅱ 自宅付近で乗車できる農村部交通の導入・確保

公共交通施策③	デマンド型交通への見直し	重点課題1との対応	重点課題2との対応	重点課題3との対応	重点課題4との対応
			●		

施策実施内容

・現在、農村部を中心に運行している町営バス（俣落線、武佐線、養老牛線）について、乗降調査や農村部で実施した関係者ヒアリングの結果から、利用者が小規模かつ限定されている状況がみられました。

・利用者が小規模かつ限定されている要因としては、農村部特有の散居形態が起因し、バス停から自宅までの距離が遠いなどの要因が挙げられています。

図 8-2 現在の町営バスの運行ルート

・そこで、より利用しやすいよう、予約に応じて利用者の自宅付近まで送迎を行うことが可能な予約運行型（デマンド型）交通へと転換し、農村部に居住する町民の移動手段の確保を検討します。

・なお、デマンド型交通への見直しについては、令和 7 年 10 月より実証運行を開始し、令和 8 年 4 月からの本格運行を目指します。

・見直しにあたっては、「地域公共交通調査等事業（利便増進計画策定事業）」を活用し、利便増進計画の策定により、生活交通の利便性向上を図ります。

・加えて、現状の町営バス及び見直しを検討しているデマンド型交通の運行維持に向けては、町から運行維持に必要な経費負担を行うとともに、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）の活用や北海道の市町村生活バス路線運行費補助を受けながら、運行を行うことを予定します。

・また、デマンド型交通の運行に際し、車両購入が必要な場合においては、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：車両購入に係る補助）も活用しつつ、効率的な車両導入を行うことを予定します。

実施主体 中標津町、ハイヤー事業者 など

実施エリア 町営バス運行地域

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	デマンド型交通運行内容の検討	●	●	●					
2	デマンド型交通の運行				●	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標ii　自宅付近で乗車できる農村部交通の導入・確保

公共交通施策④	デマンド型交通への見直しによるリソースの他公共交通施策への活用	重点課題1との対応	重点課題2との対応	重点課題3との対応	重点課題4との対応
			●	●	

施策実施内容	・公共交通施策③の実施により、町営バス路線の運行に要していた車両及び運転手といったリソースの効率化が図られることが想定され、これらリソースを公共交通施策⑤で整理する中標津市街地-計根別地区間の通学便運行への活用を検討します。 ・また、デマンド型交通への見直しによるリソース等を活用し、観光資源へのアクセスなどについても併せて検討します。 ・これらのことにより、公共交通に係る経費を大幅に増加させることなく、各種交通手段を確保できる一方で、町内交通事業者の運転手不足等の問題解決の一助となることも想定されます。
実施主体	中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者　など
実施エリア	中標津町内

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	交通事業者との協議	●	●	●	－	－	－	－	－
2	庁内調整	●	●	●	－	－	－	－	－

△：検討、●：実施、◎：継続実施

8-3 目標iiiに紐づく公共交通施策

目標iii　市街地-計根別地区間における下校便等の確保

公共交通施策⑤	市街地-計根別地区間における下校便の運行	重点課題1との対応	重点課題2との対応	重点課題3との対応	重点課題4との対応
				●	

施策実施内容

・現在の市街地-計根別地区間の公共交通としては、阿寒バス㈱が標津標茶線を運行していますが、中標津農業高等学校では下校時間帯で高校生がバスに乗り切れないため、分散下校及び短縮授業を行っており、授業数の確保に影響が出ている状況です。

・このような状況を改善するため、公共交通施策③及び④と連動し、町営バス路線をデマンド型交通とすることで産まれることが想定される運行車両及び運転手といったリソースを活用し、市街地-計根別地区間における下校便の運行を検討します。

図 8-3　通学時間帯における広域バス路線混雑状況

・なお、下校便の運行については標津標茶線の利用者数を減少させないよう、これらの広域バス路線が運行していない空白の時間帯を想定します。

・下校便の運行については、町が運行主体となり、運行は交通事業者への委託によるものとし、運行経費については、町から運行に必要となる経費負担を行う一方で、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）の活用など、国もしくは北海道の支援を受けながら、運行維持を行うことを想定します。

実施主体	中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者　など
実施エリア	中標津市街地-計根別地区間

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	運行に向けた交通事業者との協議	●							
2	運行内容の検討	●							
3	通学便の運行	△	△	●	◎	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標iii　市街地-計根別地区間における下校便等の確保

公共交通施策⑥	各種公共交通の接続性の確保	重点課題1との対応	重点課題2との対応	重点課題3との対応	重点課題4との対応
		●	●	●	●

施策実施内容

・公共交通施策①・②・③・⑤を実施していく上で、各種公共交通が接続性を持たずに運行を行うことは、利用者が利用しづらくなることから、本町で運行する公共交通間の接続性の確保を行うとともに、阿寒バス㈱及び根室交通㈱が運行する広域バス路線との接続性も確保します。

・なお、接続性を確保する地点としては、中標津市街地においては中標津町交通センター、計根別地区では計根別バス待合所を接続拠点として設定し、運行時間の検討を行います。

・また、時刻表上で接続性を確保するだけではなく、その状況を、町民をはじめとする利用者に認知してもらうことも重要となることから、令和4年に実施した中標津町交通センターの案内表示の継続的な改善及び公共交通施策⑦⑧と連動した案内機能の強化を検討します。

改善前（バスレーン掲示）

改善後（バスレーン掲示：根室交通）

図 8-4　令和4年度に実施した中標津町交通センターの案内表示の改善

実施主体	中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者　など
実施エリア	中標津町内

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	各種公共交通間における接続性を確保した時刻設定の検討・実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	接続拠点における案内機能強化	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

8-4 目標ⅳに紐づく公共交通施策

目標ⅳ	公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開

公共交通施策⑦	各種公共交通における運行情報の適切な情報提供の実施	重点課題1との対応	重点課題2との対応	重点課題3との対応	重点課題4との対応
					●

施策実施内容

・町内を運行する公共交通について、運行路線図、運行時間帯、利用方法、料金などをわかりやすくまとめた公共交通マップを作成・提供し、誰もが気軽に公共交通を利用できる環境づくりを進めます。

・併せて、利用のハードルを下げるための支払い方法の改善や利用方法を学べる乗り方教室など、利用者理解の向上に資する取組を展開します。

・また、支払い方法の改善や利用方法を学べる乗り方教室などの施策は「地域公共交通調査等事業（利便増進計画策定事業）」を活用して策定する利便増進計画に位置付け、生活交通全体の利便性向上を図るため、計画的に進めていきます。

図 8-5 公共交通ガイドブックの作成事例

出典：白老町

実施主体	中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者　など
実施エリア	中標津町内

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	公共交通マップの作成・提供	－	△	●	◎	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章

目標iv　公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開

公共交通施策⑧	中標津町交通センターにおける分かりやすい乗車案内の継続的な実施	重点課題1との対応	重点課題2との対応	重点課題3との対応	重点課題4との対応
					●

施策実施内容

・町内を運行する公共交通について、運行時刻や乗継ぎ情報を電子的に整理し、外部の乗換案内サービス等へ提供できる仕組みを整えることで、公共交通情報の分かりやすさと利便性の向上を図ります。
・その際、標準的なバス情報フォーマット（GTFS データ）を活用しながら情報の更新・整備を進め、住民や観光客が必要な情報に迅速にアクセスできる環境を整えます。
・また、「地域公共交通調査等事業（利便増進計画策定事業）」を活用し、利便増進計画を策定することで、こうした取組を計画的かつ段階的に推進し、生活交通全体の利便性向上につなげます。

出典：函館バス㈱

図 8-6　函館バス㈱バスロケーションシステム設置事例

実施主体	中標津町、バス事業者　など
実施エリア	中標津町内

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	GTFS データの更新もしくは作成	△	△	△	●	◎	◎	◎	◎
2	バスロケーションシステムの構築	△	△	△	△	△	△	△	△

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標iv　公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開

公共交通施策⑧	持続可能な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化	重点課題1との対応	重点課題2との対応	重点課題3との対応	重点課題4との対応
		●	●	●	●
施策実施内容	・基本的な方針及び目標の実現に向けては、各公共交通施策の実施効果や変化する社会情勢等との整合性を継続的に把握・評価をし、柔軟に本計画の見直しに活かしていくことが重要です。 ・そこで、本計画に係る協議を行ってきた「中標津町地域公共交通活性化協議会」において、公共交通施策の実施・推進状況について、評価・検証を行います。				
実施主体	中標津町地域公共交通活性化協議会				
実施エリア	中標津町内				

実施年度	事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	1	公共交通施策の実施・推進状況の評価・検証	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

8-5 地域公共交通特定事業

本計画に基づき、地域公共交通特定事業を実施するため、事業実施主体等において、実施計画を策定します。

表 8-1 地域公共交通特定事業の一覧（1/2）

地域公共交通特定事業の名称		地域公共交通利便増進事業
対象事業	個別施策	施策①： 中標津市内線の利便性向上に向けた見直し
	取組内容	利用実態に加え、運行事業者や町民などの意見を踏まえた中標津市内線の見直し
路線・系統名		①中標津市内線　南線 ②　〃　東線 ③　〃　西線
計画作成主体		中標津町
事業実施主体		中標津町、阿寒バス株式会社
事業概要		・循環型 1 路線を、3 路線に分割し運行 ・1 便当たりの所要時間を従前の約 60 分から約 30 分へ短縮

地域公共交通特定事業の名称		地域公共交通利便増進事業
対象事業	個別施策	施策③： デマンド型交通への見直し
	取組内容	定時定路線運行から予約運行型へ運行形態の見直し
路線・系統名		①武佐区域 ②俣落区域 ③養老牛区域
計画作成主体		中標津町
事業実施主体		中標津町
事業概要		・定時定路線運行から予約型区域運行へ運行形態を見直し ・高校生の通学便や日常生活のお買い物便の運行ダイヤを設定

表 8-2 地域公共交通特定事業の一覧（2/2）

地域公共交通特定事業の名称		地域公共交通利便増進事業
対象事業	個別施策	施策⑦： 各種公共交通における運行情報の適切な情報提供の実施
	取組内容	中標津町が運行する公共交通のキャッシュレス決済対応、地域ワークショップや乗り方教室の開催
路線・系統名		－
計画作成主体		中標津町
事業実施主体		中標津町
事業概要		・キャッシュレス決済に対応した支払い環境を整備 ・地域ワークショップや乗り方教室を開催

地域公共交通特定事業の名称		地域公共交通利便増進事業
対象事業	個別施策	施策⑧： 中標津交通センターにおける分かりやすい乗車案内の継続的な実施
	取組内容	公共交通情報の電子化
路線・系統名		－
計画作成主体		中標津町
事業実施主体		中標津町
事業概要		・公共交通の時刻や乗継情報を電子データとして整備 ・乗換案内サービス等で検索できるよう情報提供